

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たる日は、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇規 則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (高等学校課)

公布された規則のあらまし

### ◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 一 給料表の改定  
給料表の全給料月額を引き上げることとした。(別表第一関係)
- 二 施行期日等
  - 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成六年四月一日から適用することとした。
  - 2 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第八十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

職務の級 号	現 業 職 給 料 表			
	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	118,500	212,400	255,600	305,800
2	122,200	220,400	263,900	315,500
3	125,800	228,600	272,300	325,400
4	129,200	237,200	280,700	335,200
5	132,300	245,900	288,900	345,100
6	136,500	254,300	297,200	354,900
7	141,000	272,300	303,000	364,600
8	145,900	280,700	312,300	374,000
9	151,600	288,900	321,700	383,100
10	157,400	297,200	331,400	390,200
11	163,200	303,000	341,300	400,200
12	173,700	312,300	351,100	410,300
13	180,500	321,700	360,800	420,000
14	186,200	331,400	370,200	427,700
15	191,100	341,300	378,700	435,000
16	200,500	351,100	385,600	439,900
17	207,500	360,800	392,200	444,500
18	215,200	370,200	398,300	448,900
19	222,800	378,700	404,800	452,800
20	230,000	385,600	410,500	456,600
21	245,900	392,200	415,400	
22	254,300	396,800	420,100	
23	262,500	401,300	424,400	
24	270,700	405,800	428,300	
25	278,700	410,200	432,000	
26	288,900	414,300		
27	297,200	418,000		
28	305,500	421,600		
29	313,700			
30	321,700			
31	329,700			
32	337,400			
33	343,700			
34	349,600			
35	354,900			
36	359,300			
37	363,400			
38	367,200			
39	370,500			
40	373,800			
41	377,200			
42	380,500			
43	383,300			
44	386,100			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。  
（最高号給を超える給料月額切替え等）
- 平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。  
（給与の内払）
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
（その他）
- 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額額の切替表

1 級	2 級		3 級		4 級	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
384,900	388,900	420,900	425,200	431,300	435,700	455,700
387,700	391,700	424,500	428,800	435,000	439,400	459,500
390,500	394,500	428,100	432,400	438,700	443,100	463,300
393,300	397,300	431,700	436,000	442,400	446,800	467,100
396,100	400,100	435,300	439,600	446,100	450,500	470,900

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 大 石 徹

鳥取県教育委員会規則第十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現 業 職 給 料 表

職務の級 号	給 料			
	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	118,500	212,400	255,600	305,800
2	122,200	220,400	263,900	315,500
3	125,800	228,600	272,300	325,400
4	129,200	237,200	280,700	335,200
5	132,300	245,900	288,900	345,100
6	136,500	254,300	297,200	354,900
7	141,000	272,300	303,000	364,600
8	145,900	280,700	312,300	374,000
9	151,600	288,900	321,700	383,100
10	157,400	297,200	331,400	390,200
11	163,200	303,000	341,300	400,200
12	173,700	312,300	351,100	410,300
13	180,500	321,700	360,800	420,000
14	186,200	331,400	370,200	427,700
15	191,100	341,300	378,700	435,000
16	200,500	351,100	385,600	439,900
17	207,500	360,800	392,200	444,500
18	215,200	370,200	398,300	448,900
19	222,800	378,700	404,800	452,800
20	230,000	385,600	410,500	456,600
21	245,900	392,200	415,400	
22	254,300	396,800	420,100	
23	262,500	401,300	424,400	
24	270,700	405,800	428,300	
25	278,700	410,200	432,000	
26	288,900	414,300		
27	297,200	418,000		
28	305,500	421,600		
29	313,700			
30	321,700			
31	329,700			
32	337,400			
33	343,700			
34	349,600			
35	354,900			
36	359,300			
37	363,400			
38	367,200			
39	370,500			
40	373,800			
41	377,200			
42	380,500			
43	383,300			
44	386,100			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。（最高号給を超える給料月額の特替等）
- 2 平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。（切替期間における異動者の号給等）
- 3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。（給与の内払）
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。（その他）
- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の特替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
384,900	388,900	420,900	425,200	431,300	435,700	455,700	460,400
387,700	391,700	424,500	428,800	435,000	439,400	459,500	464,200
390,500	394,500	428,100	432,400	438,700	443,100	463,300	468,000
393,300	397,300	431,700	436,000	442,400	446,800	467,100	471,800
396,100	400,100	435,300	439,600	446,100	450,500	470,900	475,600